

器具・容器包装専門調査会 第60回議事録

1. 日時 令和8年6月29日（月）9:59～10:36

2. 場所 食品安全委員会 第二会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

- （1）専門調査会の運営等について
- （2）座長の選出・座長代理の指名
- （3）令和8年度食品安全委員会運営計画について
- （4）器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価
依頼計画について
- （5）その他

4. 出席者

（専門委員）

中江座長、小野専門委員、片岡専門委員、齋藤専門委員、佐藤専門委員、曾根専門委員、
古濱専門委員、北條専門委員、増田専門委員、松永専門委員、三浦専門委員、
村山専門委員、和田専門委員、渡辺専門委員

（食品安全委員会委員）

祖父江委員長、頭金委員、浅野委員、小島委員

（消費者庁食品衛生基準審査課）

荒川基準策定専門官

（事務局）

中事務局長、前間事務局次長、井本評価第一課長、蟹江評価調整官、井澤課長補佐、
小嶋係長、矢吹係員、萩野技術参与、藤田技術参与、渡邊技術参与

5. 配付資料

議事次第、専門委員等名簿

資料1－1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2 令和8年度食品安全委員会運営計画

資料3 器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康

影響評価依頼計画について（第1024回食品安全委員会（令和8年5月12日開催）資料1）

参考資料1 食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方（令和6年3月15日器具・容器包装専門調査会決定）

参考資料2 食品用器具及び容器包装に係る既存物質の過去の諮問関連資料

6. 議事内容

○井澤課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第60回器具・容器包装専門調査会」を開催いたします。

先生方におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

食品安全委員会専門調査会の専門委員につきましては、4月1日付で任期満了に伴う改選が行われております。4月の改選では、座長を含む6名の先生が改選となりまして、本日は改選後初めての会合となりますので、座長が選出されるまでの間、事務局にて議事を進行させていただきます。

本日の会議につきましては、開催通知等で御案内しておりますとおり、公開で行い、会場での傍聴を受け入れるとともに、動画配信も実施しております。議事録につきましては、後日、食品安全委員会のホームページに掲載いたします。

まず初めに、本年1月に食品安全委員会の委員の改選がございましたので、御報告いたします。

山本委員長につきましては、本年1月6日をもって3年間の任期を満了しまして、1月7日付で新たに春日委員が任命されております。また、同日の食品安全委員会において、委員長に祖父江委員、委員長代理に浅野委員、頭金委員、春日委員が選出されております。

それでは、祖父江委員長より御挨拶を頂戴いたします。祖父江委員長、よろしくお願いいたします。

○祖父江委員長 今年1月7日に山本先生の後任として委員長を拝命しております、祖父江です。私、もともとはがんの疫学をずっとやってきたので、食品安全に関する基礎知識は少し弱いところがありますけれども、今後、キャッチアップをして、さらに疫学のデータをどうやって使うかということに関しては、きちんとコミットしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 祖父江委員長、ありがとうございました。

なお、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。あわせて、動画視聴時の録画、録音及び画面撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。

次に、本日の議事及び資料について確認いたします。

本日の議事は、議事次第に記載のとおりです。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、専門委員等名簿のほかに7点ございます。

資料1－1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」。

資料1－2「食品安全委員会における調査審議方法等について」。

資料1－3「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」。

資料2「令和8年度食品安全委員会運営計画」。

資料3「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画について」。

参考資料1「食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方」。

参考資料2「食品用器具及び容器包装に係る既存物質の過去の諮問関連資料」。

以上7点でございます。資料に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

続きまして、専門調査会の専門委員の改選状況について御報告いたします。

4月1日付で専門委員の改選が行われ、齋藤専門委員、中江専門委員、古濱専門委員、三浦専門委員におかれましては、引き続き専門委員として御参画いただくこととなりました。

また、小野専門委員及び和田専門委員に新たに御就任いただいております。お二人とも今回が専門委員として初めての御参画となりますので、それぞれ一言自己紹介をお願いいたします。まずは小野専門委員、よろしくお願いいたします。

○小野専門委員 岡山大学の小野です。一般毒性を専門としています。よろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

それでは、続きまして、和田専門委員、よろしくお願いいたします。

○和田専門委員 残留農薬研究所の和田と申します。専門は遺伝毒性になります。よろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、本日の出席状況について御報告いたします。

本日は、専門委員の先生方14名に御出席いただいております。なお、内木専門委員か

らは御欠席との御連絡をいただいております。

食品安全委員会からは、祖父江委員長、頭金委員、浅野委員、小島委員に御出席いただいております。

また、本日は議事の関係で、消費者庁より食品衛生基準審査課、荒川基準策定専門官に御出席いただいております。

それでは、議事に移りたいと思います。

まず初めに、議事の（１）「専門調査会の運営等について」です。

お手元の資料１－１「食品安全委員会専門調査会等運営規程」を御覧ください。こちらは、食品安全委員会における専門調査会等の運営規程になります。主な点を御紹介いたします。

まず、第２条としまして、専門調査会の設置などについて記載されております。第３項を御覧いただきますと、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」と規定されております。また、第５項を御覧いただきますと、座長代理に関する規定がございまして、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されております。

さらに、第４条では、専門調査会の会議に関する記載がございまして。次のページにお移りいただきまして、第３項を御覧いただきますと、専門参考人に関する規定がございまして。「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」とされております。

今後、こういった規定に基づきまして、専門調査会を運営させていただきます。

続きまして、資料の１－２「食品安全委員会における調査審議方法等について」を御覧ください。こちらはいわゆる利益相反の規定に関するものでございます。

「１ 基本的な考え方」に記載されておりますとおり、調査審議の中立性、公正性を確保するための事項について定めた食品安全委員会の決定になります。

この資料１－２に基づきまして、専門委員の調査審議等への参加に関して必要な事項を整理したものが資料１－３でございまして。本日の議事につきましては、資料１－２の調査審議方法等に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

専門委員の先生方におかれましては、御提出いただきました確認書の記載に変更はございませんでしょうか。変更のある方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。

特に大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、御説明しました内容について御確認いただき、また御留意いただきまして、専門委員をお務めいただきますようお願いいたします。

続きまして、議事の（２）「座長の選出・座長代理の指名」に移ります。

座長の選出につきましては、先ほど御説明しました資料１－１の運営規程の第２条第

3 項により、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」こととされております。座長の推薦がございましたら、よろしくお願いいたします。

北條先生、よろしくお願いいたします。

○北條専門委員 これまで長きにわたり本専門調査会の座長を務められ、器具・容器包装に関する深い御見識をお持ちであるとともに、本調査会における審議の経緯等を十分に把握されていらっしゃる中江先生が、引き続き座長を務められることが最も適任であると考えます。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。ただいま北條専門委員から、中江専門委員を座長とする御推薦がございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

それでは、御賛同いただきましたので、座長に中江専門委員が選出されました。恐れ入りますが、ネームプレートの表記を座長に変更させていただきます。

それでは、中江座長より一言御挨拶をお願いいたします。

○中江座長 ただいま御紹介いただきました中江でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

このたびは、当専門調査会の座長に引き続きなると御指名をいただきまして、ありがとうございます。ふつつかではございますが、任を努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。次に、座長代理の指名についてです。資料 1－1 の運営規程第 2 条第 5 項により、座長代理は「専門委員のうちから座長があらかじめ指名する」こととされておりますので、座長代理の指名をお願いいたします。これ以降の議事の進行は、中江座長をお願いいたします。

○中江座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま事務局から御説明があった座長代理の指名についてでございますけれども、僭越ですけれども、私から座長代理として、引き続き、松永専門委員にお務めいただきたいと思いますっておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の意思表示あり）

ありがとうございます。

それでは、松永先生にお願いいたしたいと思います。松永先生、一言よろしくお願いいたします。

○松永専門委員 名古屋市立大学の松永でございます。今、指名をいただきましたので、座長代理を務めさせていただきます。専門としましては、薬物動態を専門としております。よろしくお願いいたします。

○中江座長 松永先生、どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。議事（３）「令和８年度食品安全委員会運営計画について」ということで、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○井本評価第一課長 それでは、資料２に基づきまして、令和８年度食品安全委員会運営計画について御説明させていただきたいと思います。資料２を御準備いただきたいと思います。

最初に食品安全委員会におきましては、毎年度、その年度の運営におきまして、運営計画というものを策定してございます。そして、年度の最初の専門調査会等の会で、この運営計画について御紹介させていただいているものとなります。本日、本年度最初の会でございますので、御説明させていただく形になったということでございます。

資料をおめくりいただきまして、下のほうにありますページ番号１ページ目を御覧いただきたいと思います。

ページの一番上のほうに審議の経緯がございますけれども、本年２月に企画等専門調査会におきまして御審議いただいた後、２月の食品安全委員会において報告、３０日間、国民からの意見の募集を行ってございます。その後、３月３１日の食品安全委員会におきまして確定されたというものになります。

おめくりいただきまして、２ページ目を御覧ください。

内容につきましては、前年どおりでございますけれども、かいつまんで御紹介させていただきます。

第１に事業運営方針がございます。

第２としましては、委員会の運営全般に関する記載となっております。こちらは基本的には従前どおりでございますけれども、その下のほう、（５）リスク管理機関との連携の確保についてでございますが、こちらは食品衛生基準行政が２０２４年４月より厚生労働省から消費者庁に移管されたことを踏まえ、引き続きリスク管理機関との連携を確保

することとしているところでございます。

また、（６）委員会におけるDXの取組につきましては、引き続きデジタル技術の活用に向けた取組を進めているものでございます。

次のページにお進みいただきまして、「第３ 食品健康影響評価の実施」についてでございます。こちらは１の（１）にリスク管理機関から評価要請された案件についてという記載がございます。また、２評価ガイドライン等の策定等という記載がございます。現在、食品由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループにおきまして、国際水準に準拠したばく露評価の実施を目指し、食品由来の化学物質のばく露評価に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進めているところでございます。

次のページにお進みいただきますと、「第５ 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」に関する記載がございます。食品安全委員会において進めている研究・調査事業におきましては、こちらにございますロードマップに基づいて行っているものとなります。

１の（３）を御覧いただきますと、昨年同様ロードマップを踏まえ、若手枠を含めた優先実施課題を策定し、これに基づいて公募・審査を行っていくこととしてございます。

次のページに進みまして、「第６ リスクコミュニケーション・情報発信の促進」についてでございます。従来どおり、いろいろな媒体・機会を通じて取り組んでいくということでの記載整備を行っているところでございます。

少し飛んでいただきまして、10ページ目を御覧いただきたいと思います。

「第９ 国際協調の推進」という記載がございます。こちらは国際会議が増えてきているところでございますが、予算の制限もあるところ、ウェブシステム等も利用しつつ、引き続きこういった会議にも参加していくというものになってございます。具体的なものとしましては、直近、本年６月、もう終わろうとしていますけれども、ICMSFの会議の記載もございます。また、ここでお示ししている会合のほか、必要に応じてコーデックス委員会各部会、あるいは国際会合等に委員等を派遣することとなっております。

以上、要点だけでございますけれども、お時間のあるときにでもお目通しいただければと存じます。

以上でございます。

○中江座長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明のございました運営計画につきまして、御質問あるいは御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。ございませんか。

ありがとうございます。それでは、この計画に基づきまして、今年度も審議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事の（４）「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画について」に移ります。

本議題に入ります前に、これまでの器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に係る経緯について簡単に整理をいたします。

器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入に当たりましては、当時の所管官庁である厚生労働省から食品安全委員会に諮問がなされており、食品安全委員会においては、制度導入前から使用されていた、いわゆる既存物質については、リスク評価に資する情報の収集を速やかに実施し、個別のリスク評価を計画的に進めるとともに、この依頼計画に基づいて、定期的に食品安全委員会に報告することを求めているところでございます。

また、本専門調査会におきましても、こうした動きを踏まえまして、既存物質の評価の進め方について議論を進め、「食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方」を取りまとめております。本日は、それらを踏まえまして、消費者庁において既存物質に係る具体的な評価依頼計画が取りまとめられ、本年5月に開催された食品安全委員会に報告されたことから、本専門調査会におきましても、その内容について御説明をいただきます。

本日は、御説明いただくために、消費者庁より荒川基準策定専門官にお越しいただいております。

では、荒川基準策定専門官より御説明をお願いいたします。

○荒川基準策定専門官 よろしく申し上げます。消費者庁の食品衛生基準審査課の荒川と申します。

それでは、資料3に基づいて御説明をさせていただきます。

ただいま座長からも御説明いただきましたように、器具・容器包装のポジティブリスト制度が施行されまして、既存物質として収載されているものの評価の依頼の計画を進めているところです。

資料3の1ページにおきましては、令和8年5月7日に今後のリスク評価の依頼の計画について、食品安全委員会宛てに文書として計画を提出させていただいたものでございます。この添付資料などに基づいて、概要を御説明させていただければと思います。

まず、ページをおめくりいただきまして、通し番号の18ページからの資料に基づいて御説明をさせていただきます。「ポジティブリストに掲載されている既存物質の評価方針について」という横向きの資料でございます。

おめくりいただいて、19ページを御覧ください。

器具及び容器包装のポジティブリスト制度についてというスライドでございます。ポジティブリスト制度につきましては、平成30年の食品衛生法の改正により導入された制度でございます。この資料の左上に施行前と書いておりますが、食品衛生法の改正の施行前、ポジティブリストがない状態のときは、従前の管理ということで、いわゆるネガティブリスト規制と申しますが、記載しているような一般規格ですとか、あるいは材質

別規格ですとか、そういった規格基準によって器具・容器包装の安全性の確保を図っていたところでございます。

これに加えて、平成30年の法改正でポジティブリストという、具体的にリストに列挙されたもののみが使用できるという制度を導入したところです。この法改正が施行されたのが令和2年6月1日でございますが、その段階で、まずポジティブリストの策定を行っておりますが、そのリストの内容の精査ですとか再整理といったことを行っていた関係で、追加で5年間の経過措置が設けられていたところです。

その5年間にリストの整備なども完了して、完全施行となったのが令和7年6月1日でございます。この時点で既存物質、この時点で収載した物質といたしましては、器具・容器包装の基材となる21物質と添加剤となる840物質という形でリスト化をしたところでございます。

ページをおめくりいただいて、通し番号の20ページを御覧ください。

ポジティブリストの策定に当たっては、都合3回リスク評価の依頼を食品安全委員会に対して行ってきたところです。これにつきましては、初回、2019年に最初のリストの諮問を行って、その後、リストの中身の再整理を行った2023年4月13日、加えて、追加の物質がございまして、これを追加する諮問を2024年3月19日に行って、合計で3回行っているところです。

この諮問と食安委からの答申の中で、リストの策定に当たって、例えば中ほどの再整理の下のところ、通しの中に具体的に記載されておりますが、リスクアセスメントポリシーに則って、個別物質のリスク評価に資する情報の収集を速やかに実施し、個別の食品健康影響評価の依頼を計画的に実施することとし、リスク評価依頼計画を定期的に食品安全委員会に報告することとされたところでございます。これに基づいて、今回、計画を提出させていただいたというものでございます。

その中身ですが、続きまして、21ページを御覧ください。

既存物質は、基材は21物質、添加剤は840物質でございますので、どのように個別物質について評価を進めていくのかという考え方については、もともとは厚生労働省で、現在は消費者庁のほうで整理を進めてきたところです。

まず、その方針ですけれども、大きな考え方としては、この2ポツに書いています。まず1ポツ目ですが、これはこれまで厚生労働省や消費者庁の審議会で御議論いただいていたところですが、2ポツ目に書いておりますが、そもそもリスク評価方針の中で、器具・容器包装の原材料については、従来、材質別規格等の規格基準によりリスク管理が行われて、これまでに器具・容器包装から食品へ移行することによる大きな健康被害は報告されていないこと等を踏まえまして、既存物質のうち、リスク評価の優先度の高いものから評価を行っていくこととされてきたところでございます。

この優先度の高いところから評価をするとしたときに、どのような優先順位をつけていくのかというのを22ページ、次のページに整理してございます。

器具・容器包装のリスクの特徴というふうに記載しておりますが、ポジティブリストの施行前のリスク管理水準において、対象物質に起因する大きな健康被害は報告されておらず、同水準のリスク管理は施行以降も継続されているところです。一般的に基材となる合成有機高分子物質については、分子量が数万～数百万と大きく、食品へ移行する可能性は低く、移行しても生体に吸収されないとされております。そのため、リスクは低いと考えられるという考え方を取っているところです。

対しまして、一般的に添加剤については、こちらも基材の物理化学的性質を変えるために最終製品に残存することを意図して用いるものでありまして、食品への移行を意図して用いるものではありません。そのため、将来的に対象物質のばく露量が大きく増加する可能性は低く、リスクはポジティブリスト制度の施行前と変化しないことが予想されると考えております。こうした考え方に基きまして、優先度の検討を行いました。

具体的にはこの下に書いていますが、物質群1～6という形に分類しまして、こうした形でリスクをまず分類しています。物質群1というのが、食品成分または食品添加物に該当する物質。物質群2が、分子量1,000以上の物質、これは重合体に限りませんが、分子量の大きなもの。物質群3が、米国、EUのいずれかまたは両方で食品添加物として認可されている物質。物質群4は、米国、EUのいずれかまたは両方で合成樹脂等の添加剤として使用が認可されている物質。まず、これら物質群1～4につきましては、それぞれ右側に行っている理由から、安全性に関する懸念は低いというふうに考えたところでございます。

これら以外の物質につきまして、物質群5と6に分けております。物質群5というのは、ばく露量に着目いたしまして、1～4以外の物質であって、ばく露量が低いものを物質群5、それ以外の物質について物質群6と分類して、物質群5については、リスク評価の優先度が低く、物質群6については、リスク評価の優先度が高いのではないかとということで分類を進めてまいりました。

このばく露量の高さについての具体的な考え方を、通し番号23ページ以降に記載しております。物質群1～4以外の物質のリスク評価の優先度についてということで、ばく露量についてどのような検討を行ったか、概略を簡単にお示しいたします。

まず、物質ごとに食事中濃度をシミュレーション等により算出いたしまして、これが0.05 mg/kg以下の場合は、ばく露量が低いと考えていいのではないかと考えたところです。これに加えて、Cramer構造分類を踏まえた追加検討ということで、構造分類のクラスIに分類されるような物質、これは毒性学的な懸念の閾値が少し異なるというものですので、これについては食事中濃度が0.05ではなくて0.09 mg/kg以下のものについては、リスク評価の優先度が低いと考えていいのではないかと、こういった検討をしてきたところです。

これに加えまして、次の24ページに記載しておりますが、ばく露量やばく露する機会などを踏まえて、さらにばく露量が低いものについてを挙げてはどうかということで、

ここに掲げている4つの分類についても、物質群5、ばく露量の低い分類としてはどうかという検討を行ってきました。

まず1つ目が接着剤です。これは接着剤としてのみ使用される物質について、リスク評価の優先度は低いのではないかと考えています。

また、用途が限定的なものということで、可塑剤、安定剤、界面活性剤、滑剤、充填剤以外の目的で使用する物質。例として、難燃剤、表面調整剤、消泡剤等と書いていますが、こういったものについては、機能用途のニーズが少ない添加剤でありますので、リスク評価の優先度が低いのではないかと考えております。

続いて、生産量・輸入量が少ないもの。具体的には、生産量・輸入量の合計が年間1t以下の物質については、リスク評価の優先度が低いのではないかとというふうに分類しております。

最後、取り扱う事業者が限定的なものということで、ポジティブリスト収載に関する意見提出が1事業者のみであって、一般財団法人化学研究評価機構において業界自主基準に対する確認証明書の発行がなかったもの、または令和5年度に国衛研が実施した調査において使用実態が確認できなかったもの。実際に使用している事業者が少ないと考えられるようなものについても、ばく露機会が少ないということで、リスク評価の優先度が低いのではないかと考えております。

こうした検討を踏まえまして、分類した物質群1～6について優先度を定めて、リスク評価を進めてはどうかと考えています。

25ページですけれども、この分類に基づきまして、まずは、リスク評価の優先度が高いと考えられる物質群6について、知見が収集されたものから順次、食品安全委員会にリスク評価の依頼をすることとしてはどうかと考えております。

物質群1～4について、日本で既に添加物等として評価されていたり、欧米で既に評価されていたりというものですが、こういったものについては、これまでの検討のとおり、国内外でリスク評価がされていること等から、リスク評価の優先度は著しく低いと考えられるため、現時点においては、個別のリスク評価は行わないこととしてはどうかと考えております。ただ、これらにつきましても、対象物質による健康影響等に関する情報は適宜収集いたしまして、必要に応じてリスク評価を依頼することとしていきたいと思っています。

また、物質群5につきましては、ばく露量またはばく露機会が少ないと考えられるものでありまして、一定の安全性が確認されていることを踏まえますと、基本的には現行のリスク管理水準において健康被害が発生する可能性は低いと考えられることから、リスク評価の優先度は低いと考えられるとしております。このため、現時点では個別のリスク評価は行わないこととしたいと考えております。ただ、こちらにつきましても、対象物質による健康影響等に関する情報は適宜収集して、必要に応じてリスク評価を依頼していきたいと考えております。

まずは物質群6からリスク評価をお願いしたいと考えておりますが、このリスク評価に必要なデータの収集については、国立医薬品食品衛生研究所を中心をお願いをしているところです。

次の26ページですが、こちらは具体的に分類をした件数を記載しております。物質群1～4に該当するものが565物質、物質群5に該当するものが233物質ということですので、残った物質群6、42物質につきまして、まずはリスク評価をお願いできればと思っております。

この具体的な進め方のイメージを後ろの資料にまたつけておりますので、飛んで、通し番号の33ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらで消費者庁の審議会において御議論いただいた内容でございますが、まず、この物質群6について順次、リスク評価の依頼をすることとしたところでございます。2ポツ目、具体的には、現在、国立衛研を中心にリスク評価に必要な知見の収集を進めており、その結果に基づき、今後、年間4～5物質程度を目途に、食品安全委員会にリスク評価の依頼を行うこととしたいと考えております。そういたしますと、42物質でございますので、おおむね毎年4月頃にリスク評価の依頼を行うこととして、8～10年程度の期間に、優先度が高いと考えられる物質の評価を完了したいと考えているところでございます。

こう考えているのが昨年12月の審議会の資料でありますので、その時点でそのように進めてきたところです。

現在、最初の依頼をする物質について、データの収集を進めているところですが、今、国立医薬品食品衛生研究所との間でもそのデータの収集、整理について相談をしているところですので、その整理が完了次第、食品安全委員会のほうに個別物質のリスク評価の依頼を進めたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○中江座長　ありがとうございました。

ただいまの説明を踏まえますと、基本的には、既存物質については、物質群ごとにリスク評価の優先度を整理し、そのうち優先度の高い物質群6に該当する42物質について、知見が収集されたものから順次、評価依頼を行い、8～10年程度で評価を進めていく方針であると理解いたしました。

ただいまの説明に関しまして、御質問あるいは御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

御質問、御意見等はございませんでしょうか。

では、せっかくですので、今さらながらの質問で恐縮なのですが、物質群5については、先ほどの説明で、幾つかの理由でリスクが低い、優先度が低いということでした。確かに優先度は低いのですけれども、優先度が低いことと、ないこととは違うの

で、その点に関しては、消費者庁の御見解としてはいかがですか。

○荒川基準策定専門官 基本的には、資料の25ページに記載している方針のとおりということになりますが、現時点では個別のリスク評価を行わないと考えておりますが、個別に健康影響等に関する情報の収集をいたしまして、必要に応じて、必要が生じた場合にはリスク評価を行っていきたいと考えております。

○中江座長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思うので、私も今さらながらの質問というか、わざわざの質問で恐縮なのですが、要は、これを傍聴されている方もおられるので、言葉の意味合いとして、先ほど申し上げましたが、優先度が低いということと、リスクがないということは違うことなので、これをお聞きになった方によっては、優先度が低いから、情報は収集するにしても、あるいはしないと言ってしまうと、大丈夫かと思われる方もおられるかと少し懸念しましたので、その点について御見解があればと思ったのですが、いかがですか。

○荒川基準策定専門官 それにつきましては、そもそもの器具・容器包装の添加剤等のリスクについてどう考えるかということかと思えます。例えば、21ページの2ポツ目にも記載しておりますが、ポジティブリスト制度が導入される前におきましても、器具・容器包装についてのリスク管理というのは、規格基準を策定することによって行われてきました。そのリスク管理の水準において、特段の大きな健康被害は報告されていないということで、それはポジティブリストが導入されたとしても変わるものではないということから、優先度が低いと言っていますが、低いということだから、何か危ないのかという印象を持たれるかもしれないですが、そういうことはなくて、もともとのリスク管理水準において大きな健康被害も報告されていないと。なので、それは現時点でも変わらないと考えています。

○中江座長 ありがとうございます。そういうことを、まさにお聞きになっている方で御懸念のある方がいたらと思ったことでございますので、今の御説明で、そういう方々も御理解いただければと思います。

そのほか御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。

本日の御説明を通じまして、評価依頼計画の考え方についておおむね御理解いただけたものと考えます。今後、この依頼が行われた際には、本専門調査会において順次、調査審議を行っていくことになると思いますので、先生方、なかなかの長丁場でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今後の進め方について、事務局から御説明があれば、よろしくお願いします。

○井澤課長補佐 事務局でございます。今後の進め方につきまして、事務局から補足をさせていただきます。

既存物質の評価に当たりましては、消費者庁から具体的な物質の評価依頼がなされ、食品安全委員会での諮問手続を経て、本専門調査会で審議を行うこととなります。その際には、本日、参考資料1として配付しております既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方に基づきまして、本日消費者庁より御説明のあったとおり、物質群6に分類された42物質について、評価対象物質ごとに必要な資料を消費者庁に御整備いただくことになります。具体的には、参考資料1の2ページ目の3(1)の遺伝毒性、(2)の垂急性毒性試験、(3)のばく露量に関する資料等を整理していただいた上で、評価依頼が行われることとなります。これらの資料に基づきまして、本専門調査会におきまして、物質ごとに調査審議を進めていくことになります。

なお、評価依頼につきましては、本日御説明のあった計画に基づくもののほか、必要に応じて個別に評価依頼がなされることもあります。その際は改めて本専門調査会にも御報告をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○中江座長 ありがとうございます。

委員の先生方、あるいは専門委員の先生方、ほかに御質問あるいは御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。それでは、ありがとうございます。

特にないようでしたら、本日の審議は以上とさせていただきます。

議事の(5)「その他」でございますけれども、これについて、事務局から業務連絡等ございますでしょうか。

○井澤課長補佐 事務局でございます。御審議いただき、ありがとうございました。次回の専門調査会の日程につきましては、座長とも御相談の上、決まり次第、先生方にお知らせいたします。

以上でございます。

○中江座長 ありがとうございます。

それでは、皆様方、御意見等ございましたら、以上をもちまして、「第60回器具・容器包装専門調査会」を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。